

令和6年度心身障害者特定相談支援事業 あくせす事業計画

1 基本方針

地域の障害者等の福祉に関する各般の課題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と区及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与する。

2 支援方針

(1) サービス利用支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行う。

(2) 継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。

3 事業目標

- (1) 区内外の相談支援事業所や関係機関、社会資源との連携を図り、サービス等利用計画の実現を図る。
- (2) 利用者のモニタリングに重点を置いたサービス等利用計画を作成する。
- (3) 相談支援事業の利用者拡大を図っていく。

4 対象者

- (1) 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者

5 定員

- (1) 1日の定員2名

令和6年度心身障害者一般相談支援事業 あくせす事業計画

1 基本方針

地域の障害者等の福祉に関する各般の課題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と区及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与する。

2 支援方針

(1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する。

① 対象

- ア 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障害者
- イ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者
- ウ 障害者支援施設に入所する15歳以上の者

※精神科病院入院者については、支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者（例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど）を対象とする。

(2) 地域定着支援

① 地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与する。

② 対象

- ア 居宅において単身で生活する障害者
- イ 家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者

※グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、基本的に当該事業所の世話人等が対応することが想定されるため、対象外とする。

3 業務目標

- (1) 区内外の相談支援事業所や関係機関、社会資源との連携を行なう。
- (2) 利用者のニーズに沿った地域移行支援計画を作成する。

4 定員

- (1) 1日の定員2名